

利根川下流流域治水協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「利根川下流流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、利根川下流において、関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(利根川下流の区間)

第3条 本規約における「利根川下流」とは、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所が所管する区間をいう。

(協議会の構成)

第4条 本協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 利根川下流で行う流域治水の全体像の検討・共有
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む利根川下流の「流域治水プロジェクト」の策定と公表（変更及び公表も含む。）
- 三 利根川下流の「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 前三項に掲げる事項のほか、流域治水に関して必要な事項

(協議会の運営)

第6条 協議会は、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長（以下「事務所長」という。）が招集するものとする。

- 2 協議会の構成員は、事務所長に対し、協議会の開催を求めることができるものとする。
- 3 協議会の運営は、事務所長及び事務局が行うものとする。
- 4 協議会に出席できない構成員は、書面（電子メールを含む。以下同じ。）により資料及び意見を提出することができるものとする。
- 5 協議会が開催できない場合は、構成員からの書面による意思表示によって、協議会開催に替えることができるものとする。

(協議会の公開等)

第7条 協議会は、報道機関を通じて公開するものとする。

- 2 協議会で使用した書類及び電子データ（以下「資料等」という。）について、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切ではない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができるものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(流域治水プロジェクト策定にかかる調整)

第8条 利根川下流の「流域治水プロジェクト」は、利根川・江戸川流域治水プロジェクト（以下「全体プロジェクト」という。）の一部であるため、他の区間の流域治水プロジェクトとの間で内容の調整を行うことがある。

- 2 前項の調整は、事務所長及び事務局が行う。調整の結果、利根川下流の「流域治水プロジェクト」の内容の変更が必要となる場合には、協議会に諮った上で、変更を行うものとする。
- 3 全体プロジェクトが策定及び公表された場合は、事務所長は全体プロジェクトを構成員に速やかに送付するものとする。

(構成員以外の参加)

第9条 事務所長は、必要と認めるとき、第5条に掲げる事項を実施するため、専門的な学識を有する者又は有効な知見若しくは経験等を有する者（以下「専門家等」という。）を協議会に参加させることができるものとする。

- 2 協議会の構成員は、事務所長に対し、専門家等の参加を要求することができるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所調査課に置く。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項は、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和2年8月7日から施行する。

別 表

茨城県取手市長

茨城県龍ヶ崎市市長

茨城県北相馬郡利根町長

茨城県稲敷郡河内町長

茨城県稲敷市長

茨城県神栖市長

千葉県我孫子市長

千葉県柏市長

千葉県印西市市長

千葉県印旛郡栄町長

千葉県成田市長

千葉県香取郡神崎町長

千葉県香取市長

千葉県香取郡東庄町長

千葉県銚子市長

茨城県土木部河川課長

千葉県県土整備部河川整備課長

国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長